

『障害年金の認定基準』（平成29年6月版）追補1

平成29年8月10日に発出された通知（年管発0810第1号）により、平成29年9月1日から「障害認定基準」の一部が改正されることとなりました。これにともなって『障害年金の認定基準』の内容について一部修正が必要となりました。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前												
<p>【196頁】 第2章 併合等認定基準 第1節／基本的事項 1 併合（加重）認定（略） 2 総合認定（略） 3 差引認定</p> <p>(1) 障害認定の対象とならない障害（以下「前発障害」という。）と同一部位に新たな障害（以下「後発障害」という。）が加わった場合は、<u>現在の障害の程度（複数の障害が混在している状態）から前発障害の障害の程度を差し引いて、後発障害の障害の程度を認定する。</u></p> <p>(2) 及び (3)（略）</p> <p>【202頁】 第4節／差引認定 1 から 3（略） 〔認定例1〕（略） 〔認定例2〕 <u>先天性の脳性麻痺により、両下肢に機能障害がある者が、厚生年金保険に加入後、事故が原因の脊髄損傷により両下肢の機能を完全に廃した場合</u> <u>併合判定参考表によれば、次のとおりである。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%; text-align: center;">障害の状態</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">併合判定参考表</th> <th style="width: 45%; text-align: center;">活動能力減退率 前発障害差引 活動能力減退率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">現在の障害</td> <td style="text-align: center;"><u>両下肢の用を全く廃したもの</u></td> <td style="text-align: center;">1号-6</td> <td style="text-align: center;">134%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前発障害</td> <td style="text-align: center;"><u>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制</u></td> <td style="text-align: center;">4号-7</td> <td style="text-align: center;">63%</td> </tr> </tbody> </table>		障害の状態	併合判定参考表	活動能力減退率 前発障害差引 活動能力減退率	現在の障害	<u>両下肢の用を全く廃したもの</u>	1号-6	134%	前発障害	<u>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制</u>	4号-7	63%	<p>【196頁】 第2章 併合等認定基準 第1節／基本的事項 1 併合（加重）認定（略） 2 総合認定（略） 3 差引認定</p> <p>(1) 障害認定の対象とならない障害（以下「前発障害」という。）と同一部位に新たな障害（以下「後発障害」という。）が加わった場合は、<u>現在の障害の程度から前発障害の障害の程度を差し引いて認定する。</u></p> <p>(2) 及び (3)（略）</p> <p>【202頁】 第4節／差引認定 1 から 3（略） 〔認定例〕（略）</p>
	障害の状態	併合判定参考表	活動能力減退率 前発障害差引 活動能力減退率										
現在の障害	<u>両下肢の用を全く廃したもの</u>	1号-6	134%										
前発障害	<u>身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制</u>	4号-7	63%										

改 正 後				改 正 前			
	限を加えることを必要とする程度のもの						
後発障害	両下肢の用を全く廃したもの	1号-6	134%				
<p>1により差引認定すると、差引残存率は134% - 63% = 71%となり、差引結果認定表により認定すれば、後発障害は2級となるが、後発障害の障害の状態は、前発障害の影響を受けることなく生じたものであると判断でき、その状態が併合判定参考表の1号-6に明示されていることから、その活動能力減退率（134%）は差引残存率より大であるため、後発障害の活動能力減退率により国年令別表の1級と認定する。</p>							
<p>【210頁】 第4節／差引認定 別表1 から 別表3 （略） 別表4 差引結果認定表</p>				<p>【210頁】 第4節／差引認定 別表1 から 別表3 （略） 別表4 差引結果認定表</p>			
差引残存率		後発障害の程度		差引残存率		障害の程度	
100%		国年令別表 1級9号・11号		112%		国年令別表 1級9号・11号	
99%～70%		国年令別表 2級15号・17号		111%～76%		国年令別表 2級15号・17号	
69%～42% (治ったもの)		厚年令別表第1 3級12号		75%～51% (治ったもの)		厚年令別表第1 3級12号	
69%～24% (治らないもの)		厚年令別表第1 3級14号		75%～24% (治らないもの)		厚年令別表第1 3級14号	
41%～24% (治ったもの)		厚年令別表第2 21号		50%～24% (治ったもの)		厚年令別表第2 21号	
<p>注1 差引結果認定表による後発障害の程度が、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じた、第3欄に掲げる後発障害の程度と異なる場合は、後発障害の程度は同表の第3欄に掲げる等級とする。</p>							
第1欄 (現在の障害の状態 併合判定参考表 (別表1))	第2欄 (前発障害の状態 併合判定参考表 (別表1))	第3欄 後発障害の程度					
1号	6号～13号	国年令別表	1級9号・11号				
2号～4号	7号～13号	国年令別表	2級15号・17号				
5号～7号	8号～13号	厚年令別表第1	3級12号				
<p>注2 同一部位に複数の障害が併存する場合の併合（加重）認定は、併合（加重）認定表を準用して認定する。</p>							

『障害年金の認定基準』（平成29年6月版）追補2

平成29年9月1日に発出された通知（年管発0901第1号）により、平成29年12月1日から「障害認定基準」の一部が改正されることとなりました。これにともなって『障害年金の認定基準』の内容について一部修正が必要となりました。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>【166～172頁】</p> <p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第14節／血液・造血管器疾患による障害</p> <p>血液・造血管器疾患による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準（略）</p> <p>2 認定要領</p> <p>(1) 血液・造血管器疾患は、<u>臨床像から血液・造血管器疾患を次のように大別する。</u></p> <p>ア <u>赤血球系・造血不全疾患（再生不良性貧血、溶血性貧血等）</u></p> <p>イ <u>血栓・止血疾患（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）</u></p> <p>ウ <u>白血球系・造血管器腫瘍疾患（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等）</u></p> <p>(2) 血液・造血管器疾患の主要症状としては、顔面蒼白、易疲労感、動悸、息切れ、<u>発熱、頭痛、めまい、知覚異常、紫斑、月経過多、骨痛、関節痛等の自覚症状、黄疸、心雑音、舌の異常、易感染性、出血傾向、血栓傾向、リンパ節腫脹、肝腫、脾腫等の他覚所見がある。</u></p> <p>(3) 検査としては、<u>血球算定検査、血液生化学検査、免疫学的検査、鉄代謝検査、骨髄穿刺、リンパ節生検、骨髄生検、凝固系検査、染色体検査、遺伝子検査、細胞表面抗原検査、画像検査（CT検査・超音波検査など）</u>等がある。</p>	<p>【166～172頁】</p> <p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第14節／血液・造血管器疾患による障害</p> <p>血液・造血管器疾患による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準（略）</p> <p>2 認定要領</p> <p>(1) 血液・造血管器疾患は、<u>医学研究の進歩によって、診断、治療法が特に著しく変化しつつある。</u></p> <p><u>したがって、血液・造血管器疾患の分類は、研究者の見解によって多少異なる分類法がなされている。</u></p> <p>(2) 血液・造血管器疾患の主要症状としては、顔面蒼白、易疲労感、動悸、息切れ、頭痛、めまい、知覚異常、<u>出血傾向、骨痛、関節痛等の自覚症状、発熱、黄疸、心雑音、舌の異常、感染、出血斑、リンパ節腫大、血栓等の他覚所見がある。</u></p> <p>(3) 検査成績としては、<u>血液一般検査、血液生化学検査、免疫学的検査、鉄代謝検査、骨髄穿刺、血液ガス分析、超音波検査、リンパ節生検、骨髄生検、凝固系検査、染色体分析、遺伝子分析、骨シンチグラム</u>等がある。</p> <p>(4) <u>血液一般検査での検査項目及び異常値の一部を示すと次のとおりである。</u></p>

改正後

改正前

検査項目	単位	異常値			
		軽度	中等度	高度	
		以上～未満	以上～未満	—	
末梢血	ヘモグロビン濃度	g/dL	9～10	7～9	7未満
血	赤血球数	万/μL	300～350	200～300	200未満
	白血球数	個/μL	2,000～4,000	1,000～2,000	1,000未満
液	顆粒球数	個/μL	1,000～2,000	500～1,000	500未満
	リンパ球数	個/μL	600～1,000	300～600	300未満
骨髄	血小板数	万/μL	5～10	2～5	2未満
	有核細胞	万/μL	5～10	2～5	2未満
髓	巨核球数	/μL	30～50	15～30	15未満
	リンパ球	%	20～40	40～60	60以上
	出血時間(Duke法)	分	6～8	8～10	10以上
	APTT(基準値)	秒	基準値の1.5倍～2倍	基準値の2倍～3倍	基準値の3倍以上

(4) 血液・造血器疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。

一般状態区分表 (略)

(5) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの
3 級	A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1

(5) 個別の各疾患に用いる検査法は、それぞれ異なっており、さらに、前記(4)に示した検査項目の他にも免疫学的検査を中心とした様々な特殊検査があり、診断、治療法は日々進歩している。

さらに、血液・造血器疾患の病態は、各疾患による差異に加え、個人差も大きく現れ、病態も様々である。

したがって、検査成績のみをもって障害の程度を認定することなく、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

(6) 血液・造血器疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。

一般状態区分表 (略)

(7) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

改正後		改正前									
3 級	つ以上の所見があり、B表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの	ア 難治性貧血群（再生不良性貧血、溶血性貧血等）									
ア 赤血球系・造血不全疾患（再生不良性貧血、溶血性貧血等）		ア 難治性貧血群（再生不良性貧血、溶血性貧血等）									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th> <th>障害の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td>A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅰ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの（ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅰ欄の1に該当するもの）で、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td>A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅱ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの（ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅱ欄の1に該当するもの）で、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td>A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅲ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの（ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅲ欄の1に該当するもの）で、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの</td> </tr> </tbody> </table>		障害の程度	障害の状態	1 級	A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅰ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの（ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅰ欄の1に該当するもの）で、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの	2 級	A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅱ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの（ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅱ欄の1に該当するもの）で、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの	3 級	A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅲ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの（ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅲ欄の1に該当するもの）で、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの
障害の程度	障害の状態										
1 級	A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅰ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの（ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅰ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅰ欄の1に該当するもの）で、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの										
2 級	A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅱ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの（ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅱ欄の1に該当するもの）で、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの										
3 級	A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表Ⅲ欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの（ただし、溶血性貧血の場合は、A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅲ欄の1に該当するもの）で、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの										
A表		A表									
区分	臨床所見	区分	臨床所見								
Ⅰ	1 高度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの 2 輸血をひんばんに必要とするもの	Ⅰ	1 治療により貧血改善はやや認められるが、なお高度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの 2 輸血をひんばんに必要とするもの								
Ⅱ	1 中度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの 2 輸血を時々必要とするもの	Ⅱ	1 治療により貧血改善はやや認められるが、なお中度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの 2 輸血を時々必要とするもの								
Ⅲ	1 軽度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの 2 輸血を必要に応じて行うもの	Ⅲ	1 治療により貧血改善は少し認められるが、なお軽度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの 2 輸血を必要に応じて行うもの								
B表		B表									
区分	検査所見	区分	検査所見								
Ⅰ	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの	Ⅰ	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの								

改 正 後		改 正 前					
I	(1) ヘモグロビン濃度が7.0g/dL未満のもの (2) 網赤血球数が2万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が1,000/μL未満のもの (2) 好中球数が500/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/μL未満のもの	I	(1) ヘモグロビン濃度が7.0g/dL未満のもの (2) 赤血球数が200万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が1,000/μL未満のもの (2) 顆粒球数が500/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/μL未満のもの 4 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (1) 有核細胞が2万/μL未満のもの (2) 巨核球数が15/μL未満のもの (3) リンパ球が60%以上のもの (4) 赤芽球が5%未満のもの				
	II		II				
	III		III				
I	(1) ヘモグロビン濃度が9.0g/dL以上10.0g/dL未満のもの (2) 網赤血球数が6万/μL以上10万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が2,000/μL以上3,300/μL未満のもの (2) 好中球数が1,000/μL以上2,000/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの	I	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が7.0g/dL以上9.0g/dL未満のもの (2) 赤血球数が200万/μL以上300万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が1,000/μL以上2,000/μL未満のもの (2) 顆粒球数が500/μL以上1,000/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの 4 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (1) 有核細胞が2万/μL以上5万/μL未満のもの (2) 巨核球数が15/μL以上30/μL未満のもの (3) リンパ球が40%以上60%未満のもの (4) 赤芽球が5%以上10%未満のもの				
I	(1) ヘモグロビン濃度が9.0g/dL以上10.0g/dL未満のもの (2) 赤血球数が300万/μL以上350万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が2,000/μL以上4,000/μL未満のもの (2) 顆粒球数が1,000/μL以上2,000/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの 4 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (1) 有核細胞が5万/μL以上10万/μL未満のもの (2) 巨核球数が30/μL以上50/μL未満のもの (3) リンパ球が20%以上40%未満のもの (4) 赤芽球が10%以上15%未満のもの	I	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が9.0g/dL以上10.0g/dL未満のもの (2) 赤血球数が300万/μL以上350万/μL未満のもの 2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が2,000/μL以上4,000/μL未満のもの (2) 顆粒球数が1,000/μL以上2,000/μL未満のもの 3 末梢血液中の血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの 4 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (1) 有核細胞が5万/μL以上10万/μL未満のもの (2) 巨核球数が30/μL以上50/μL未満のもの (3) リンパ球が20%以上40%未満のもの (4) 赤芽球が10%以上15%未満のもの				
イ 血栓・止血疾患（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）		イ 出血傾向群（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th> <th>障害の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>A表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見</td> </tr> </tbody> </table>		障害の程度	障害の状態	1 級	A表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見
障害の程度	障害の状態						
1 級	A表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見						

改 正 後	改 正 前																																						
<p>A表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>臨床所見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>1 高度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法をひんぱんに行っているもの</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>1 中度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法を時々行っているもの</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>1 軽度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法を必要に応じ行っているもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 補充療法は、凝固因子製剤（代替医薬品やインヒビター治療薬の投与を含む。）の輸注、血小板の輸血、新鮮凍結血漿の投与などを対象にする。</p> <p>B表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>検査所見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>1 APTT又はPTが基準値の3倍以上のもの 2 血小板数が2万/μL未満のもの 3 凝固因子活性が1%未満のもの</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>1 APTT又はPTが基準値の2倍以上3倍未満のもの 2 血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの 3 凝固因子活性が1%以上5%未満のもの</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>1 APTT又はPTが基準値の1.5倍以上2倍未満のもの 2 血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの 3 凝固因子活性が5%以上40%未満のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 凝固因子活性は、凝固第〔Ⅱ・Ⅴ・Ⅶ・Ⅷ・Ⅸ・Ⅹ・Ⅺ・Ⅻ〕因子とフォンヴィレブランド因子のうち、最も数値の低い因子を対象にする。</p>	区分	臨床所見	I	1 高度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法をひんぱんに行っているもの	II	1 中度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法を時々行っているもの	III	1 軽度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法を必要に応じ行っているもの	区分	検査所見	I	1 APTT又はPTが基準値の3倍以上のもの 2 血小板数が2万/μL未満のもの 3 凝固因子活性が1%未満のもの	II	1 APTT又はPTが基準値の2倍以上3倍未満のもの 2 血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの 3 凝固因子活性が1%以上5%未満のもの	III	1 APTT又はPTが基準値の1.5倍以上2倍未満のもの 2 血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの 3 凝固因子活性が5%以上40%未満のもの	<table border="1"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td>があるもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td>A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td>A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>A表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>臨床所見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>1 高度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤をひんぱんに輸注しているもの</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>1 中度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤を時々輸注しているもの</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>1 軽度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤を必要に応じ輸注しているもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>B表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>検査所見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>1 出血時間（デューク法）が10分以上のもの 2 APTTが基準値の3倍以上のもの 3 血小板数が2万/μL未満のもの</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>1 出血時間（デューク法）が8分以上10分未満のもの 2 APTTが基準値の2倍以上3倍未満のもの 3 血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>1 出血時間（デューク法）が6分以上8分未満のもの 2 APTTが基準値の1.5倍以上2倍未満のもの 3 血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの</td> </tr> </tbody> </table>	1 級	があるもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの	2 級	A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの	3 級	A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの	区分	臨床所見	I	1 高度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤をひんぱんに輸注しているもの	II	1 中度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤を時々輸注しているもの	III	1 軽度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤を必要に応じ輸注しているもの	区分	検査所見	I	1 出血時間（デューク法）が10分以上のもの 2 APTTが基準値の3倍以上のもの 3 血小板数が2万/μL未満のもの	II	1 出血時間（デューク法）が8分以上10分未満のもの 2 APTTが基準値の2倍以上3倍未満のもの 3 血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの	III	1 出血時間（デューク法）が6分以上8分未満のもの 2 APTTが基準値の1.5倍以上2倍未満のもの 3 血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの
区分	臨床所見																																						
I	1 高度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法をひんぱんに行っているもの																																						
II	1 中度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法を時々行っているもの																																						
III	1 軽度の出血傾向、血栓傾向又は関節症状のあるもの 2 補充療法を必要に応じ行っているもの																																						
区分	検査所見																																						
I	1 APTT又はPTが基準値の3倍以上のもの 2 血小板数が2万/μL未満のもの 3 凝固因子活性が1%未満のもの																																						
II	1 APTT又はPTが基準値の2倍以上3倍未満のもの 2 血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの 3 凝固因子活性が1%以上5%未満のもの																																						
III	1 APTT又はPTが基準値の1.5倍以上2倍未満のもの 2 血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの 3 凝固因子活性が5%以上40%未満のもの																																						
1 級	があるもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの																																						
2 級	A表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅱ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの																																						
3 級	A表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表Ⅲ欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの																																						
区分	臨床所見																																						
I	1 高度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤をひんぱんに輸注しているもの																																						
II	1 中度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤を時々輸注しているもの																																						
III	1 軽度の出血傾向又は関節症状のあるもの 2 凝固因子製剤を必要に応じ輸注しているもの																																						
区分	検査所見																																						
I	1 出血時間（デューク法）が10分以上のもの 2 APTTが基準値の3倍以上のもの 3 血小板数が2万/μL未満のもの																																						
II	1 出血時間（デューク法）が8分以上10分未満のもの 2 APTTが基準値の2倍以上3倍未満のもの 3 血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの																																						
III	1 出血時間（デューク法）が6分以上8分未満のもの 2 APTTが基準値の1.5倍以上2倍未満のもの 3 血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの																																						

改 正 後	改 正 前																								
<p>(注2) 血栓疾患、凝固因子欠乏症でインヒビターが出現している状態及び凝固第I因子（フィブリノゲン）が欠乏している状態の場合は、B表（検査所見）によらず、A表（臨床所見）、治療及び病状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定する。</p> <p>ウ <u>白血球系・造血器腫瘍疾患</u>（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等）</p> <p style="text-align: center;">A表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>臨床所見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等の著しいもの 2 輸血をひんばんに必要とするもの 3 治療に反応せず進行するもの</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの 2 輸血を時々必要とするもの 3 継続的な治療が必要なもの</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>継続的ではないが治療が必要なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) A表に掲げる治療とは、疾病に対する治療であり、輸血などの主要な症状を軽減するための治療（対症療法）は含まない。</p> <p>(注2) A表に掲げる治療に伴う副作用による障害がある場合は、その程度に応じて、A表の区分をII以上とする（Common Terminology Criteria for Adverse Events (CTCAE) のグレード2以上の程度を参考とする。）。</p>	区分	臨床所見	I	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等の著しいもの 2 輸血をひんばんに必要とするもの 3 治療に反応せず進行するもの	II	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの 2 輸血を時々必要とするもの 3 継続的な治療が必要なもの	III	継続的ではないが治療が必要なもの	<p>ウ <u>造血器腫瘍群</u>（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th> <th>障害の状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td>A表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td>A表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td>A表III欄に掲げる所見があり、B表III欄に掲げる所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">A表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>臨床所見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染症、肝脾腫等の著しいもの 2 輸血をひんばんに必要とするもの 3 急性転化の症状を示すもの</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染症、肝脾腫等のあるもの 2 輸血を時々必要とするもの 3 容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>治療に反応するが、肝脾腫を示しやすいもの</td> </tr> </tbody> </table>	障害の程度	障害の状態	1 級	A表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの	2 級	A表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの	3 級	A表III欄に掲げる所見があり、B表III欄に掲げる所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの	区分	臨床所見	I	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染症、肝脾腫等の著しいもの 2 輸血をひんばんに必要とするもの 3 急性転化の症状を示すもの	II	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染症、肝脾腫等のあるもの 2 輸血を時々必要とするもの 3 容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの	III	治療に反応するが、肝脾腫を示しやすいもの
区分	臨床所見																								
I	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等の著しいもの 2 輸血をひんばんに必要とするもの 3 治療に反応せず進行するもの																								
II	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの 2 輸血を時々必要とするもの 3 継続的な治療が必要なもの																								
III	継続的ではないが治療が必要なもの																								
障害の程度	障害の状態																								
1 級	A表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表I欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの																								
2 級	A表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの																								
3 級	A表III欄に掲げる所見があり、B表III欄に掲げる所見があるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの																								
区分	臨床所見																								
I	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染症、肝脾腫等の著しいもの 2 輸血をひんばんに必要とするもの 3 急性転化の症状を示すもの																								
II	1 発熱、骨・関節痛、るい瘦、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染症、肝脾腫等のあるもの 2 輸血を時々必要とするもの 3 容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの																								
III	治療に反応するが、肝脾腫を示しやすいもの																								

改 正 後

B表

区分	検 査 所 見
I	1 末梢血液中のヘモグロビン濃度が7.0 g/dL未満のもの
	2 末梢血液中の血小板数が2万/μL未満のもの
	3 末梢血液中の正常好中球数が500/μL未満のもの
	4 末梢血液中の正常リンパ球数が300/μL未満のもの
II	1 末梢血液中のヘモグロビン濃度が7.0 g/dL以上9.0g/dL未満のもの
	2 末梢血液中の血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの
	3 末梢血液中の正常好中球数が500/μL以上1,000/μL未満のもの
	4 末梢血液中の正常リンパ球数が300/μL以上600/μL未満のもの
III	1 末梢血液中のヘモグロビン濃度が9.0 g/dL以上10.0g/dL未満のもの
	2 末梢血液中の血小板数が5万/μL以上10万/μL未満のもの
	3 末梢血液中の正常好中球数が1,000/μL以上2,000/μL未満のもの
	4 末梢血液中の正常リンパ球数が600/μL以上1,000/μL未満のもの

(6) 検査成績は、その性質上変動しやすいものであるので、血液・造血器疾患による障害の程度の判定に当たっては、最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

特に、輸血や補充療法により検査数値が一時的に改善する場合は、治療前の検査成績に基づいて行うものとする。

(7) 血液・造血器疾患の病態は、各疾患による差異に加え、個人差も大きく現れ、病態によって生じる臨床所見、検査所見も、また様々なので、認定に当たっては前記(5)のA表及びB表によるほか、他の一般検査、特殊検査及び画像診断等の検査成績、病理組織及び細胞所見、合併症の有無とその程度、治療及び病状の経過等を参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

改 正 前

B表

区分	検 査 所 見
I	1 病的細胞が出現しているもの
	2 末梢血液中の赤血球数が200万/μL未満のもの
	3 末梢血液中の血小板数が2万/μL未満のもの
	4 末梢血液中の正常顆粒球数が500/μL未満のもの
	5 末梢血液中の正常リンパ球数が300/μL未満のもの
	6 C反応性タンパク (CRP) の陽性のもの
	7 乳酸脱水酵素 (LDH) の上昇を示すもの
II	1 白血球数が正常化し難いもの
	2 末梢血液中の赤血球数が200万/μL以上300万/μL未満のもの
	3 末梢血液中の血小板数が2万/μL以上5万/μL未満のもの
	4 末梢血液中の正常顆粒球数が500/μL以上1,000/μL未満のもの
	5 末梢血液中の正常リンパ球数が300/μL以上600/μL未満のもの
III	白血球が増加しているもの

(8) 検査成績は、その性質上変動しやすいものであるので、血液・造血器疾患による障害の程度の判定に当たっては、最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

(9) 急性転化では、その発症の頻度、寛解に至るまでの経過を参考にして認定する。

(10) 血液・造血器疾患は、一般検査、特殊検査の検査成績等を参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

改正後	改正前
<p>(8) <u>造血幹細胞移植の取扱い</u></p> <p><u>ア 造血幹細胞移植を受けたものに係る障害認定に当たっては、術後の症状、移植片対宿主病（GVHD）の有無及びその程度、治療経過、検査成績及び予後等を十分に考慮して総合的に認定する。</u></p> <p><u>イ 慢性GVHDについては、日本造血細胞移植学会（ガイドライン委員会）において作成された「造血細胞移植ガイドライン」における慢性GVHDの臓器別スコア及び重症度分類を参考にして、認定時の具体的な日常生活状況を把握し、併合（加重）認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に認定する。</u></p> <p><u>ウ 障害年金を支給されている者が造血幹細胞移植を受けた場合は、移植片が生着し、安定的に機能するまでの間を考慮して術後1年間は従前の等級とする。</u></p> <p><u><参考>「有害事象共通用語規準v4.0日本語訳 JCOG版」より抜粋</u></p> <p><u>Common Terminology Criteria for Adverse Events (CTCAE)</u></p> <p><u>クイックリファレンス Quick Reference</u></p> <p><u>NCI有害事象共通用語規準v4.0は、有害事象（AE）の評価や報告に用いることができる記述的用語集である。また各AEについて重症度のスケール（Grade）を示している。</u></p> <p><u>グレード Grades</u></p> <p><u>GradeはAEの重症度を意味する。CTCAEではGrade 1-5を以下の原則に従って定義しており、各AEの重症度の説明を個別に記載している：</u></p> <p><u>Grade 1 軽症；症状がない、または軽度の症状がある；臨床所見または検査所見のみ；治療を要さない</u></p> <p><u>Grade 2 中等症；最小限/局所的/非侵襲的治療を要する；年齢相応の身の回り以外の日常生活動作の制限*</u></p> <p><u>Grade 3 重症または医学的に重大であるが、ただちに生命を脅かすものではない；入院また</u></p>	

改 正 後	改 正 前																																								
<p>は入院期間の延長を要する；活動不能/動作不能；身の回りの日常生活動作の制限**</p> <p>Grade 4 生命を脅かす；緊急処置を要する</p> <p>Grade 5 AEによる死亡</p> <p>Grade 説明文中のセミコロン (;) は「または」を意味する。</p> <p>日常生活動作 Activities of Daily Living (ADL)</p> <p>*身の回り以外の日常生活動作 (instrumental ADL) とは食事の準備、日用品や衣服の買い物、電話の使用、金銭の管理などをさす。</p> <p>**身の回りの日常生活動作 (self care ADL) とは入浴、着衣・脱衣、食事の摂取、トイレの使用、薬の内服が可能で、寝たきりではない状態をさす。</p>																																									
<p><参考> 「造血細胞移植ガイドライン」より抜粋</p>																																									
<p>表6 慢性GVHDの臓器別スコア</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>スコア0</th> <th>スコア1</th> <th>スコア2</th> <th>スコア3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>皮膚</td> <td>無症状</td> <td><18% BSA, 硬化病変なし</td> <td>19~50% BSA あるいは浅在性硬化病変 (つまみあげられる)</td> <td>>50% BSA あるいは深在性硬化病変 (つまみあげられない)</td> </tr> <tr> <td>口腔</td> <td>無症状</td> <td>軽症, 経口摂取に影響なし</td> <td>中等症, 経口摂取が軽度障害される</td> <td>高度障害, 経口摂取が高度に障害される</td> </tr> <tr> <td>眼</td> <td>無症状</td> <td>軽度dry eye。日常生活に支障なし (点眼1日3回まで), 無症状の角結膜炎</td> <td>中等度dry eye。日常生活に軽度支障あり (点眼1日4回以上), 視力障害なし</td> <td>高度dry eye。日常生活に高度支障あり, 眼症状のため労働不可, 視力障害</td> </tr> <tr> <td>消化管</td> <td>無症状</td> <td>嚥下困難, 食欲低下, 嘔気, 嘔吐, 腹痛, 下痢, 5%以上の体重減少を伴わない。</td> <td>5~15%の体重減少を伴う消化器症状</td> <td>15%以上の体重減少を伴う消化器症状あるいは食道拡張</td> </tr> <tr> <td>肝</td> <td>無症状</td> <td>Bil, ALP, AST, ALTの正常上限の2倍以内の上昇</td> <td>Bil>3mg/dL あるいはBil, 他の酵素の正常上限の2~5倍の上昇</td> <td>Bil, 他の酵素の正常上限の5倍以上の上昇</td> </tr> <tr> <td>肺</td> <td>無症状 FEV₁*1 >80% or LFS*2 = 2</td> <td>階段昇降時息切れFEV₁: 60~79% or LFS: 3~5</td> <td>歩行時息切れFEV₁: 40~59% or LFS: 6~9</td> <td>安静時息切れFEV₁<39% or LFS: 10~12</td> </tr> <tr> <td>関節・筋</td> <td>無症状</td> <td>日常生活に影響しない軽度の拘縮, 可動制限</td> <td>日常生活に支障のある拘縮, 可動制限, 筋膜炎による紅斑</td> <td>日常生活に高度支障をきたす拘縮, 可動制限(靴紐結び, ボタン</td> </tr> </tbody> </table>		スコア0	スコア1	スコア2	スコア3	皮膚	無症状	<18% BSA, 硬化病変なし	19~50% BSA あるいは浅在性硬化病変 (つまみあげられる)	>50% BSA あるいは深在性硬化病変 (つまみあげられない)	口腔	無症状	軽症, 経口摂取に影響なし	中等症, 経口摂取が軽度障害される	高度障害, 経口摂取が高度に障害される	眼	無症状	軽度dry eye。日常生活に支障なし (点眼1日3回まで), 無症状の角結膜炎	中等度dry eye。日常生活に軽度支障あり (点眼1日4回以上), 視力障害なし	高度dry eye。日常生活に高度支障あり, 眼症状のため労働不可, 視力障害	消化管	無症状	嚥下困難, 食欲低下, 嘔気, 嘔吐, 腹痛, 下痢, 5%以上の体重減少を伴わない。	5~15%の体重減少を伴う消化器症状	15%以上の体重減少を伴う消化器症状あるいは食道拡張	肝	無症状	Bil, ALP, AST, ALTの正常上限の2倍以内の上昇	Bil>3mg/dL あるいはBil, 他の酵素の正常上限の2~5倍の上昇	Bil, 他の酵素の正常上限の5倍以上の上昇	肺	無症状 FEV ₁ *1 >80% or LFS*2 = 2	階段昇降時息切れFEV ₁ : 60~79% or LFS: 3~5	歩行時息切れFEV ₁ : 40~59% or LFS: 6~9	安静時息切れFEV ₁ <39% or LFS: 10~12	関節・筋	無症状	日常生活に影響しない軽度の拘縮, 可動制限	日常生活に支障のある拘縮, 可動制限, 筋膜炎による紅斑	日常生活に高度支障をきたす拘縮, 可動制限(靴紐結び, ボタン	
	スコア0	スコア1	スコア2	スコア3																																					
皮膚	無症状	<18% BSA, 硬化病変なし	19~50% BSA あるいは浅在性硬化病変 (つまみあげられる)	>50% BSA あるいは深在性硬化病変 (つまみあげられない)																																					
口腔	無症状	軽症, 経口摂取に影響なし	中等症, 経口摂取が軽度障害される	高度障害, 経口摂取が高度に障害される																																					
眼	無症状	軽度dry eye。日常生活に支障なし (点眼1日3回まで), 無症状の角結膜炎	中等度dry eye。日常生活に軽度支障あり (点眼1日4回以上), 視力障害なし	高度dry eye。日常生活に高度支障あり, 眼症状のため労働不可, 視力障害																																					
消化管	無症状	嚥下困難, 食欲低下, 嘔気, 嘔吐, 腹痛, 下痢, 5%以上の体重減少を伴わない。	5~15%の体重減少を伴う消化器症状	15%以上の体重減少を伴う消化器症状あるいは食道拡張																																					
肝	無症状	Bil, ALP, AST, ALTの正常上限の2倍以内の上昇	Bil>3mg/dL あるいはBil, 他の酵素の正常上限の2~5倍の上昇	Bil, 他の酵素の正常上限の5倍以上の上昇																																					
肺	無症状 FEV ₁ *1 >80% or LFS*2 = 2	階段昇降時息切れFEV ₁ : 60~79% or LFS: 3~5	歩行時息切れFEV ₁ : 40~59% or LFS: 6~9	安静時息切れFEV ₁ <39% or LFS: 10~12																																					
関節・筋	無症状	日常生活に影響しない軽度の拘縮, 可動制限	日常生活に支障のある拘縮, 可動制限, 筋膜炎による紅斑	日常生活に高度支障をきたす拘縮, 可動制限(靴紐結び, ボタン																																					

改 正 後					改 正 前				
膜				がけ、着衣など 不能)					
性 器	無症状	内診で軽度異常 あるが軽度不快 程度で性交痛な し	内診で中等度異 常あり、不快あ り	内診で高度異常 あり、内診不応、 性交痛あり					
<p>*1 FEV₁ : % predicted, *2 LFS : Lung Function Score : FEV score + DLCO score.</p> <p>FEV score, DLCO scoreはともに >80% = 1, 70~79% = 2, 60~69% = 3, 50~59% = 4, 40~49% = 5, 30~39% = 6</p> <p>慢性GVHDの重症度は、各臓器別にスコアリングを行い、決定する。</p> <p>慢性GVHD（移植片対宿主病）の全般的重症度（NIH）</p> <p>● 軽症</p> <p>1か所あるいは2か所の臓器障害で各臓器スコアが1を超えない、かつ肺病変を認めない。</p> <p>● 中等症</p> <p>① 3か所以上の臓器障害を認めるが、各臓器スコアは1を超えない。</p> <p>② 肺以外の1臓器以上でスコア2の障害を認める。</p> <p>③ スコア1の肺病変のいずれか</p> <p>● 重症</p> <p>① 少なくとも1つの臓器でスコア3の臓器障害を認める。</p> <p>② スコア2あるいは3の肺病変のいずれか</p> <p>付記</p> <p>皮膚：スコア2以上の皮膚病変を認める場合に全般的重症度に換算される。</p> <p>肺：FEV₁を全般的重症度の換算に用いる。</p> <p>はっきりとしたGVHD以外の原因による臓器障害がある場合には、その臓器は換算しない。</p> <p>GVHDを含む複数の原因による臓器障害である場合は、そのまま換算する。</p>									